

☆じん肺は治ることのない職業性の疾病です☆
☆「特定粉じん作業」を行うには、特別教育の受講が義務づけられています☆

令和7年8月1日

関係事業主各位

(一社) 佐久労働基準協会
会長 小宮山 完治

粉じん作業特別教育

開催のご案内

事業者は、常時「特定粉じん作業：別表参照」に従事する労働者に対し、粉じん作業に係るじん肺などの疾病を防止するため、特別の教育を行わなければならないとされています。 (労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条) 当協会では、法令に基づくカリキュラムで事業者に代わって特別の教育を実施いたしますのでこの機会に当該業務に従事する従業員の方に受講いただきますようご案内申し上げます。

【受講対象】

- ・「特定粉じん作業」に従事される方及びこれから予定されている方等

記

1.講習の日時、会場、締切日、定員 9時25分からオリエンテーション

開催日時	令和7年9月17日（水） 9時00分から受付をし、9時半開講
会 場	佐久地区トラック研修会館 佐久市瀬戸1026-4
締 切 日	令和7年9月3日（水）
定 員	60名 締切前でも定員になり次第受付を終了します

2.申込方法

受講申込書に受講料・テキスト代を添えて申込締切日までにお申込みください。

◇申込先 (一社) 佐久労働基準協会 〒384-0017 小諸市三和1-4-7

TEL:0267-22-3841 FAX:0267-25-1008

3.受講料・テキスト代 (消費税込)

受講料 労働基準協会会員事業所の方 1名 9,900円(本体:9,000円、消費税(10%)900円)

受講料 労働基準協会非会員の方 1名 13,200円(本体:12,000円、消費税(10%)1,200)

テキスト代 1冊 880円(本体:800円、消費税(10%)80円

(粉じんによる疾病の防止)

9月17日 佐久会場

粉じん作業特別教育

申込書

フリガナ		※協会	※受講No.
氏 名			
生年月日	昭和 平成 年 月 日	加入されている労働基準協会名を下記【 】内に記入して下さい。加入されていない場合は会員以外に○をして下さい。	
現住所	〒	【 】労働基準協会会員事業場 会員以外	

上記のとおり申し込みます

令和 年 月 日

郵便番号 〒

事業所所在地

事業場名

事業主名

申込担当者氏名

TEL:

FAX:

(一社) 佐久労働基準協会長 殿

※受講料		※テキスト	※合計
会員	□9,900	□880	□10,780
会員外	□13,200		□14,080
※領収月日		※領収者	

〔個人情報について〕 ご記入いただきました個人情報につきましては、講習修了の履歴・修了証の発行を行うもので当協会が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

※受講票に受講者氏名を記入し、切り離さずにお申込み下さい。

粉じん作業特別教育

受講票

※協会名	※受講No.	受講者氏名	講習日	令和7年9月17日
佐久			講習場所	佐久地区トラック 研修会館

* 9時00分～9時20分の間にこの受講票を提示し受付をして下さい

* 協会名・受講No.で指定された席に着席して下さい

* 筆記用具、昼食を持参してください

※テキスト	9月17日
当日	

4.受講の取消し

講習会の7日前（9/10）までにご連絡の場合・・・全額ご返金させていただきます。

（※振込でのご返金をご希望の場合、手数料は差し引かせていただきます。）

上記以外の場合（当日含む）・・・テキストのみお渡しし、受講料の返金はいたしませんので、予めご了承ください。

※受講者を変更する場合も、講習7日前までをお願いいたします。

5.修了証の交付 全科目を受講した方に修了証を交付します。

6.講習科目・時間・講師

月 日	講 習 科 目	時 間	講 師
9月17日	オリエンテーション	9:25～	労働衛生コンサルタント 杉崎 勝明
	粉じんに係る疾病及び健康管理	9:30～10:30	
	粉じんの飛散防止及び作業場の換気方法	10:30～11:30	
	作業場の管理	11:30～13:30	
	昼休み	12:00～13:00	
	呼吸用保護具の種類と使用方法	13:30～14:30	
	関係法令	14:30～15:30	
	修了テスト	15:30～16:00	
	修了式	16:00～	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

7.その他

(1)筆記用具、昼食をご持参ください。

(2)新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えて頂くようお願いいたします。マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、会話の際にはマスクの着用をお願いいたします。

(別 表)

「特定粉じん作業」とは、粉じんの発生源が次のような「特定粉じん発生源」である粉じん作業をいいます。(粉じん障害防止規則第2条第1項第3号、同規則 別表第2)

1. 坑内において、土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という)を動力により掘削する箇所
2. 坑内の鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
3. 坑内の鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
4. 坑内の鉱物等をコンベヤーへ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所
5. 屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式又は可搬式によるものを除く。)により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
6. 屋内の、研磨材の吹き付けにより研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
7. 屋内の、研磨材を用いて動力(手持式又は可搬式によるものを除く。)により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所
8. 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
9. 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
10. 屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
11. ガラス若しくはほうろうを製造する工程、陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨材を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、原料を混合する箇所
12. 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なものを除く。)を動力により成形する箇所
13. 陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨材を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により仕上げる箇所
14. 砂型を用い鋳物を製造する工程において、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く。)により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所
15. 屋内の、手持式溶射機を用いしないで金属を溶射する箇所